

二 酒税執行機関の変遷

2 昭和16年7月 財務局官制の制定

勅令第七百六十号（官報 七月十六日）昭和十六年七月十五日

財務局官制

第一条 財務局ハ大蔵大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

一 内國稅事務ノ監督ニ關スル事務

二 預金部資金ノ運用及経理ニ關スル事務

三 国有財産ニ關スル總管事務、雜種財產ノ管理処分ニ關スル事務及国有財產ノ整理ニ關スル事務

四 会社經理統制令ノ施行ニ關スル事務

第二条 各財務局ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル

第三条 財務局ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

局長

七人

勅任

書記官

専任十八人

奏任

事務官

専任二十五人

奏任

技師

専任十一人

奏任

属

専任九百四十九人

判任

技手

専任九十二人

判任

第四条 局長ハ大蔵大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ其ノ管轄内ノ税務署長ヲ指揮監督ス

第五条 局長ハ税務署長ノ处分法律命令ニ違反スト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

第六条 局長ハ部下ノ官吏ヲシテ間接国税ニ関スル検査ヲ行ハシムルコトヲ得

第七条 局長ハ部下ノ官吏ヲ監督シ財務局及税務署判任官ノ任免ヲ大蔵大臣ニ呈狀ス

第八条 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第九条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十二条 大蔵大臣ハ必要ト認ムル地ニ財務局ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

財務局ノ出張所ニ出張所長ヲ置ク、出張所所在地ノ税務署長ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

税務監督局官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ税務監督局職員ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ税務監督局書記官ハ財務局書記官ニ、

税務監督局事務官ハ財務局事務官ニ、税務監督局技師ハ財務局技師ニ、税務監督局属ハ財務局属ニ、税務監督局技手

ハ財務局技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ預金部資金局職員ノ職ニ在リテ預金部資金局ノ支局ニ属スル者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ預金

部資金局事務官ハ財務局書記官ニ、預金部資金局理事官ハ財務局事務官ニ、預金部資金局属ハ財務局属ニ同官等俸給

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ
ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ税務監督局又ハ預金部資金局ノ職員ニシテ休職中ノ者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ休職ノ儘前二

項ノ例ニ依リ財務局職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

前三項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

(別表) 財務局名称位置及管轄区域表

名 称	位 置	管 轄	区 域
東京財務局	東京市	東京都 群馬県	神奈川県 埼玉県 千葉県 山梨県 栃木県 茨城県
大阪財務局	大阪市	大阪府 石川県	京都府 富山県 香川県 奈良県 徳島県 高知県
札幌財務局	札幌市	北海道	
仙台財務局	仙台市	宮城县 岩手県 福島県 秋田県 青森県 山形県	
名古屋財務局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県 長野県 新潟県	
広島財務局	広島市	広島県 山口県 岡山县 鳥取県 島根県 愛媛県	
熊本財務局	熊本市	熊本県 福岡県 大分県 長崎県 佐賀県 鹿児島県 宮崎県	
	沖縄県		

3 昭和24年5月 大蔵省設置法の制定

法律第百四十四号（官報 号外五八） 昭和二十四年五月三十日

大蔵省設置法（抄）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 本省

第一節 内部部局（第五条—第十二条）

第二節 附屬機関（第十三条）

第三節 地方支分部局（第十四条—第二十一条）

第一款 財務部（第十五条—第十九条）

第二款 税關（第二十条—第二十三条）

第三章 外局（第二十四条—第五十六条）

第一節 証券取引委員会（第二十五条—第二十六条）

第二節 国税庁

第一款 総則（第二十七条—第二十八条）

第二款 内部部局（第二十九条—第三十三条）

第三款 附屬機関（第三十四条—第三十五条）

- 第四款 地方支分部局（第三十六条—第四十一条）
- 第三節 造幣局（第四十二条—第四十八条）
- 第四節 印刷庁（第四十九条—第五十六条）
- 第四章 職員（第五十七条—第五十八条）
- 第五章 公團（第五十九条）

附則

第一章 総則

(一)の法律の目的

第一条 この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第一項の規定に基いて、大蔵省を設置する。
2 大蔵省の長は、大蔵大臣とする。

(任務)

第三条 大蔵省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事業を一體的遂行する責任を負う行政機關とする。

- 一 國の財務
- 二 通貨
- 三 金融

- 四 証券取引
五 造幣事業
六 印刷事業

(権限)

第四条 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舎を設置し、これを管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を颁布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 大蔵省の公印を制定すること。

三十四 米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

三十五 外國為替を管理すること。但し、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取扱（外國為替銀行の行う処分及び取得を除く。）並びに外國為替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く。

三十六 銀行業、信託業、保険業、無尽業、その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。

三十七 金融機関の融資及び金利を規制すること。

三十八 証券取引所を登録し、これを監督すること。

三十九 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。

四十 株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

四十一 商品取引所を免許し、これを監督すること。

四十二 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）の登録及び監督を行つこと。

四十三 酒類の製造業又は販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

四十四 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造し、旧貨幣を鑄つぶすこと。

四十五 貴金属の精製、配給及び品位の證明並びに鉱物の試験を行つこと。

四十六 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、その他証券類を製造すること。

四十七 宣報、法令全般、その他の印刷物を編集、製造及び発行すること。

四十八 印刷所の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造の取締を行つこと。

四十九 通貨の製造工場を管理及び監督すること。

五十 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大蔵省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

主計局

主税局

理財局

管財局

銀行局

2 大臣官房に調査部を置く。

3 主税局に税關部を置く。

4 銀行局に検査部を置く。

第六条 第八条（省略）

（主税局の事務）

第九条 主税局においては、左の事務をつかさどる。

- 1 租税に関する制度を調査、企画及び立案すること。
- 2 土地台帳及び家屋台帳に関する制度を調査、企画及び立案すること。

三 大蔵省所管の税外諸収入を管理するもの。

四一九 (関税関係省略)

十 地方公共団体の歳入に關する」と。但し、地方債に關するものを除く。

2 (関税関係省略)

第十一条—第二十三条 (省略)

第三章 外局

(設置)

第二十四条 國家行政組織法第三条第一項の規定に基いて、大蔵省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

国税庁

造幣局

印刷局

第二十五条—第二十六条 (省略)

第二節 国税庁

第一款 総則

(任務及び長)

第二十七条 国税庁は、内国税を賦課徴収するに任ぜたる任務とする。

2 国税庁の長は、国税庁長官とする。

(権限)

第二十八条 国税庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十一号まで、第二十号から第二十一号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第二十九条 国税庁に、左の四部を置く。

総務部

直税部

關稅部

調査监察部

第三十条—第三十一条 (省略)

(關稅部の事務)

第三十二条 關稅部においては、左の事務をつかさどる。

一 間接國稅の賦課に關する」と。但し、調査监察部の所掌に屬するものを除く。

二 酒類等の生産及び販売を管理する」と。

三 酒類等の製造業及び販売業の免許を与へ、これを當む者を監督する」と。

四 酒類その他間接國稅課稅物件の分析及び鑑定並びにによる製の試験、講習及び指導を行ふ」と。

第三十三条 調査监察部においては、内國稅の賦課徴収事務のうち所得その他の課稅標準についての調査、検査及

び犯則の取締に關する重要なもので大蔵省令で定めるものをつかさどる。

第三款 附屬機關

第三十四条（省略） (その他の附屬機関)

第三十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、国税庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
税務代理士せん衛審議会	國税庁長官の諮問に応じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、配給及び価格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
中央株式等評価審議会	國税庁長官の諮問に応じて、財産税の課税標準に関する株式等の価格について調査審議すること。
戦時補償特別税審査会	國税庁長官の諮問に応じて、戦時宅地賃貸價格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)第三条第一項に規定する基準地区に関する事項について調査審議すること。
基準地区調査会	國税庁長官の諮問に応じて、臨時宅地賃貸價格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)第三条第一項に規定する基準地区に関する事項について調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他職員については、他の法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第三十六条 国税庁は、地方支分部局として、国税局を置く。

2 国税局は、国税庁の所掌事務の一部を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十七条 国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域					
東京国税局	東京都	東京都	神奈川県	千葉県	山梨県		
関東信越国税局	東京都	埼玉県	茨城県	栃木県	群馬県	長野県	新潟県
大阪国税局	大阪市	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山县	滋賀県
札幌国税局	札幌市	北海道					
仙台国税局	仙台市	宮城县	岩手県	福島県	秋田県	青森県	山形県
名古屋国税局	名古屋市	愛知県	静岡県	三重県	岐阜県		
金沢国税局	金沢市	石川県	福井県	富山县			

広島国税局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松国税局	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡国税局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県

(内部部局)

第三十八条 国税局に、左の五部を置く。

- 総務部
- 直税部
- 簡税部
- 調査審察部
- 経理部

2 前項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

(附屬機関)

第三十九条 左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	国税局長の諮問に応じて、酒類の生産及び配給に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
地方株式等評価審議会	国税局長の諮問に応じて、財産税の課税標準に関する株式等の価格について調査審議すること。
不動産評価審議会	国税局長の諮問に応じて、財産税の課税に關し不動産の評価について調査審議すること。
財産審査会	国税局長の諮問に応じて、財産税の課税価格等に關する異議について調査審議すること。
地方宅地賃貸価格調査会	国税局長の諮問に応じて、臨時宅地賃貸価格修正法第七条第一項に規定する事項を調査すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(税務署)

第四十条 国税局の所掌事務の一部を分掌させるため、所掌の地に、税務署を置く。

2 前項に規定する事務の外、税務署は、当分の間、特定財産管理令の施行に関する事務で財務部の分掌するもの

一部を分掌する。

3 税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(税務署の附属機関)

第四十一条 左の表の上欄に掲げる機関は、税務署の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目	的
財産調査会	税務署長の諮問に応じて、財産税の課税価格の更正決定について調査審議すること。	
増加所得税調査会	税務署長の諮問に応じて、増加所得税の所得金額について調査審議すること。	
宅地賃貸価格調査会	税務署長の諮問に応じて、臨時宅地賃貸価格修正法第七条第二項に規定する事項について調査すること。	

- 2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四十二条 第五十六条（省略）

第四章 職員

(職員)

第五十七条 大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒、その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十一年法律第二百一十号）の定めるところによる。

(定員)

第五十八条 大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公团

(酒類配給公团)

第五十九条 大蔵省所轄の公團は、酒類配給公團とする。

2 酒類配給公團に関しては、酒類配給公團法（昭和二十一年法律第二百七十一号）の定めるところによる。

附則（抄）

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第一項中高等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年七月二十日から施行する。
- 2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、從前の機関及び職員はこの法律に基づく相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大蔵省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）

高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十九号）

税務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）

財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）

税務署官制（明治三十五年勅令第二百四十一号）

3 附則第一項但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

（法令全書）

4 昭和24年5月 大蔵省組織規程の制定

大蔵省令第三十七号（官報号外） 昭和二十四年五月三十日

大蔵省組織規程（抄）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 本省

第一節 内部部局

- 第一款 大臣官房（第二条—第九条）
 - 第二款 主計局（第十一条—第十六条）
 - 第三款 主税局（第十七条—第二十二条）
 - 第四款 売財局（第二十三条—第三十一条）
 - 第五款 管財局（第三十二条—第三十八条）
 - 第六款 銀行局（第三十九条—第四十六条）

第二節 財務局及び財務官室（第四十七条—第四十八条）

第三節 地方支局分局

第一款 財務部

第一目 内部部局（第四十九条—第五十九条）

第二目 財務部支部（第六十条—第六十五条）

第三目 管財支所及び出張所（第六十六条—第六十七条）

第一款 税關（省略）

第三章 外局

第一節 証券取引委員会（第八十八条）

第二節 国税庁

第一款 内部部局

第一目 総務部（第八十九条—第九十六条）

第二目 直税部（第九十七条—第一百条）

第三目 關稅部（第一百一条—第一百三条）

第四目 調査検察部（第一百四条—第一百六条）

第二款 税務試験所（第一百七条—第一百十四条）

第三款 国税局

第一目 総務部（第一百十五条—第一百二十条）

第一回 直税部（第百二十一条—第百二十五条）

第三回 間税部（第百二十六条—第百三十一条）

第四回 調査検査部（第百三十一条—第百三十三条）

第五回 経理部（第百三十四条—第百三十七条）

第四款 稅務署（第百三十八条—第百四十二条）

第三節（以下省略）

第一章 総則

(1)の省令の目的

第一条 この省令は、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号。以下「法」という。）を施行するため、大蔵省の組織、所掌事務の範囲等の細目を定めることを目的とする。

2 この省令に規定するものの外、事務分掌その他組織の細目は、本省の内部部局においては財務官、官房長又は各局長、地方支部分局にあっては財務部長又は税關長が大蔵大臣の承認を経て定め、外局にあっては各外局の長が定める。

第二章 本省

第一節 内部部局

第二条—第十六条（省略）

第三款 主税局

(主税局の分譲)

第十七条 主税局に、税關部の外、左の一課を置く。

税制課

調査課

第十八条—第八十八条（省略）

第三章 外局

第二節 国税庁

第一款 内部部局

第一回 総務部

(総務部の分譲)

第八十九条—第一百条（省略）

第三回 間税部

(間税部の分譲)

第一百一条 間税部に、左の一課を置く。

酒税課

消費税課

(酒税課の事務)

第一百二条 酒税課においては、左の事務をつかさどる。

一 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する事務を管理すること。

- 二 酒税及び清涼飲料税の課税標準の調査、検査及び犯則の取締に関する事務（調査検察部の所掌に属するもの）を除く）を指導監督するいん。
- 三 酒税及び清涼飲料税の関係法規の執行に関する命令、通達等を企画及び立案し、国税局及び税務署をしてこれを実施させるいん。
- 四 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する資料及び情報を収集整理するいん。
- 五 酒税及び清涼飲料税の賦課に關し必要な経済調査を行ういん。
- 六 酒税及び清涼飲料税に係る訴願の裁決及び訴訟に関するいん。
- 七 中央酒類審議会の事務を運営するいん。
- 八 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これらを有する者を監督するいん。
- 九 酒類等の生産及び販売を管理するいん。
- 十 酒類配給公団に関するいん。
- 十一 酒類業団体を監督するいん。
- 十二 酒類の分析及鑑定を行つゝいん。
- 十三 じょう造の試験、講習および指導等を行つゝいん。
- 十四 前各号に掲げるものの外、簡税部の事務で、消費税課の所掌に屬さないものを行ういん。
- 第一百三十三条（省略）
- 第三四 簡税部
- （簡税部の分課）
- 第一百一十六条 簡税部は、左の三課を置く。
- 酒税課
- 消費税課
- 取引高税課
- 2 前項に掲げるものの外、東京、関東信越、大阪、名古屋及び広島の各國税局に、技術課を置く。
(酒税課の事務)
- 第一百一十七条 簡税課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する事務を管理するいん。
- 二 酒税及び清涼飲料税の課税標準の調査、検査及び犯則の取締に関する事務（調査検察部の所掌に属するもの）を除く）を指導監督するいん。
- 三 酒税及び清涼飲料税の賦課に関する資料及び情報を収集整理するいん。
- 四 酒税及び清涼飲料税の賦課に關する訴願の裁決及び訴訟に関するいん。
- 五 地方酒類審議会の事務を運営するいん。
- 六 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これらを有する者を監督するいん。
- 七 酒類等の生産及び販売を管理するいん。
- 八 酒類配給公団に関するいん。
- 九 酒類業団体を監督するいん。
- 十 前各号に掲げるものの外、簡税部の事務で、他課の所掌に属さないものを行つゝいん。

第一百一十八条—一百三十七条规定（省略）

第四款 税務署

（名称、位置及び管轄区域）

第一百三十八条 税務署の名称、位置及び管轄区域は、別表第九表のとおりとする。

（税務署の分課）

第一百三十九条 税務署に、左の三課を置く。

総務課

直税課

關稅課

第一百四十条—一百四十一一条（省略）

（關稅課の事務）

第一百四十二条 關稅課においては、左の事務をいたさざる。

- 一 間接國稅の賦課及び減免に関するもの。
- 二 間接國稅の課稅標準の調査、検査及び犯則の取締に関するもの。但し、國稅調查官及び國稅審察官の所掌に属するものを除く。
- 三 關稅の免除及び払戻に関する事務を行つゝ。
- 四 間接國稅に係る訴願及び訴訟に關するもの。
- 五 酒類等の製造業及び販売業の免許を与え、これらの者を監督するもの。

- 六 酒類配給公團に関するもの。
- 七 酒類業團体を監督するもの。
- 八 前項第三号に掲げる事務について、税務署長は、税關長の指揮監督を受けるものとする。

第一百四十三条—第一百八十七条（省略）

附則

- 1 この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 従來の分課規程その他大蔵省の組織を定める規定は、廃止する。但し、高等財務講習所の分課規程は、昭和二十四年七月二十日から廃止する。
- 3 法律又は法律に基く命令に別段の定がある場合を除く外、従前の機關及び職員は、この省令に基く相当の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

別表第九表

税務署の名称、位置及び管轄区域表		局固所 税務署名	府県道 位 道	管轄区域
東	麹町 千代田区	千代田区	千代田区のうち旧麹町区に属する地域	千代田区のうち旧神田区に属する地域
東	神田 千代田区	千代田区	千代田区のうち旧神田区に属する地域	千代田区のうち旧神田区に属する地域
日本橋 中央区	日本橋 中央区	中央区	中央区のうち旧日本橋区に属する地域	中央区のうち旧日本橋区に属する地域
京橋 中央区	京橋 中央区	中央区	中央区のうち旧京橋区に属する地域	中央区のうち旧京橋区に属する地域
芝 港区	芝 港区	港区	港区のうち旧芝区に属する地域	港区のうち旧芝区に属する地域
四谷 千代田区	四谷 千代田区	千代田区	千代田区のうち旧四谷区に属する地域	千代田区のうち旧四谷区に属する地域
小石川 文京区	小石川 文京区	文京区	文京区のうち旧小石川区に属する地域	文京区のうち旧小石川区に属する地域
麻布 港区	麻布 港区	港区	港区のうち旧麻布区に属する地域	港区のうち旧麻布区に属する地域
下谷 台東区	下谷 台東区	台東区	台東区のうち旧下谷区に属する地域	台東区のうち旧下谷区に属する地域
本郷 文京区	本郷 文京区	文京区	文京区のうち旧本郷区に属する地域	文京区のうち旧本郷区に属する地域
浅草 台東区	浅草 台東区	台東区	台東区のうち旧浅草区に属する地域	台東区のうち旧浅草区に属する地域

京											
立川	八王子	青梅	江戸川	墨田	足立	荒川	豊島	練馬	板橋	杉並	中野
立川市	八王子市	西多摩郡青梅町	江戸川区	墨田区	足立区	荒川区	豊島区	練馬区	板橋区	杉並区	中野区
立川市 小金井町、東村山町、(三鷹町、田無町、清瀬町を除く)	八王子市 南多摩郡	西多摩郡	江戸川区	墨田区	足立区	荒川区	豊島区	練馬区	板橋区	杉並区	中野区

川 奈 神											
千葉	小田原	厚木	大磯	藤沢	横須賀	川崎	鶴見	神奈川	戸塚	磯子	横浜
千葉市	小田原市	愛甲郡厚木町	中郡大磯町	藤沢市	横須賀市	川崎市	鶴見区	神奈川区	戸塚区	磯子区	横浜市
千葉市	小田原市	愛甲郡厚木町	中郡大磯町	藤沢市	横須賀市	川崎市	鶴見区	神奈川区	戸塚区	磯子区	横浜市

淀橋 新宿区	渋谷 芝区	目黒 目黒区	玉川 世田谷区	世田谷 世田谷区	蒲田 大田区	大森 大田区	品川 品川区
新宿区のうち旧淀橋区に属する地域	渋谷区のうち旧目黒区に属する地域	目黒区のうち旧玉川区に属する地域	世田谷区のうち旧世田谷区に属する地域	世田谷区のうち旧蒲田区に属する地域	大田区のうち旧大森区に属する地域	大田区のうち旧大森区に属する地域	品川区のうち旧蒲田区に属する地域

信											
群		木 棟						下 館			
藤岡	高崎	伊勢崎	前橋	佐野	足利	氏家	大田原	栃木	真岡	宇都宮	鹿沼
多野郡藤岡町	高崎市	伊勢崎市	前橋市	佐野市	足利市	塙谷郡氏家町	町那須郡大田原	塙谷郡栃木市	宇都宮市	塙島郡宇都宮町	真壁郡鹿沼町
多野郡	高崎市	伊勢崎市	前橋市	佐野市	足利市	塙谷郡氏家町	村那須郡(氏家)塙谷郡のうち塙原町	塙谷郡栃木市	宇都宮市	塙島郡河内郡	真壁郡結城郡
							村那須郡(氏家)塙谷郡のうち塙原町	塙谷郡栃木市	宇都宮市	塙島郡河内郡	真壁郡結城郡

長 馬											
須坂	大町	松本	木曾	飯田	伊那	諏訪	上田	岩村田	長野	桐生	中之条
町上高井郡須坂	信濃中野町	下高井郡大町	北安曇郡福島町	西筑摩郡福島	上伊那郡伊那	上伊那郡諏訪市	上田市	田町	北佐久郡岩村田	北佐久郡桐生市	吾妻郡中之条町
上高井郡	下高井郡	北安曇郡	松本市	飯田市	上伊那郡	諏訪市	上伊那郡	南佐久郡	長野市	桐生市	吾妻郡
									北佐久郡	桐生市	北甘樂郡

京 千 市											
梨 山 葉						千 市					
大月	蘿崎	歛沢	加納峯	木更津	茂原	東金	銚子	佐原	市川	松戸	成田
町北都留郡大月	町北巨摩郡蘿崎	町南巨摩郡歛沢	東山梨郡加納峯	木更津市	夷生郡茂原町	山武郡東金町	銚子市	香取郡佐原町	市川市	松戸市	印旛郡成田町
				甲府市	甲府市	甲府市	木更津市	夷生郡夷隅郡	山武郡	銚子市	南行徳町
				館山市	館山市	館山市	夷隅郡夷隅郡	夷隅郡	夷隅郡	海上郡匝瑳郡	東葛飾郡(行徳町、浦安町を除く)
				甲府市	西山製錬	東山梨郡	夷隅郡夷隅郡	夷隅郡	夷隅郡	匝瑳郡匝瑳郡	市川市船橋市東葛飾郡のうち行徳町、南行徳町、浦安町を除く
				西八代郡	東八代郡	西八代郡	夷隅郡夷隅郡	夷隅郡	夷隅郡	匝瑳郡匝瑳郡	
				南巨摩郡	北巨摩郡	北巨摩郡	夷隅郡夷隅郡	夷隅郡	夷隅郡	匝瑳郡匝瑳郡	
				南都留郡	北都留郡	北都留郡	夷隅郡夷隅郡	夷隅郡	夷隅郡	匝瑳郡匝瑳郡	

東 開											
茨 城						埼 玉					
土浦	龍ヶ崎	麻生	高萩	太田	水戸	柏	行田	本庄	熊谷	秩父	川越
土浦市	町福敷郡竜ヶ崎	行方郡麻生町	多賀郡高萩町	久慈郡太田町	水戸市	柏市	行田市	本庄町	児玉郡本庄町	児玉郡	川越市
									児玉郡春日		
									南埼玉郡南埼玉郡		
									南埼玉郡		
									東埼玉郡		
									西埼玉郡		
									北埼玉郡		
									大里郡		
									美笛村		
									新田村		
									安行村		
									大明村		
									野田村		
									坂村		
									大門村		
									入間郡		

	阪												
	賀滋							山歌					
石狩	札幌市	今津	長浜	彦根	近江八幡	水口	草津	大津	御坊	湯浅	海南		
札幌市	札幌市	高島郡今津町	高島郡長浜市	彦根市	蒲生郡八幡町	甲賀郡水口町	栗太郡草津町	大津市	新宮市	田邊市	日高郡御坊町	有田郡湯淺町	海南市
札幌市	札幌市	高島郡伊香郡	高島郡長浜市	彦根市	蒲生郡	甲賀郡	栗太郡	大津市	新宮市	田邊市	日高郡	有田郡	海南市 海東郡のうち下漆町、危川村、安原村、賀村、大崎村、中野上村、南野上村、北野上村、小川村、上神野村、下神野村、鶴村、猪村、加茂村、塩津村、志賀野村、真園村、小川村、長谷毛原村、細野村、上神野村、
札幌市	札幌市	高島郡伊香郡	高島郡長浜市	彦根市	蒲生郡	甲賀郡	栗太郡	大津市	新宮市	田邊市	日高郡	有田郡	海南市 海東郡のうち下漆町、危川村、安原村、賀村、大崎村、中野上村、南野上村、北野上村、小川村、上神野村、下神野村、鶴村、猪村、加茂村、塩津村、志賀野村、真園村、小川村、長谷毛原村、細野村、上神野村、
千歳郡	千歳郡	石狩郡	石狩郡										

	兵庫												
	明石							兵庫					
龍野	神崎	姫路	加古川	西脇	三木	本荘	尼崎	伊丹	芦屋	西宮	長田	兵庫	
振保郡龍野町	姫路市	加古郡加古川町	多可郡西脇町	加東郡社町	美瀬郡三木町	明石市	尼崎市	伊丹市	芦屋市	西宮市	長田区	兵庫区	
振保郡	飾磨郡	姫路市	加古郡	印南郡	美瀬郡	明石市	尼崎市	伊丹市	芦屋市	西宮市	長田区	兵庫区	
	宍粟郡												
	宍粟郡												

明石市明石郡押部谷村、水蘆谷村、伊川谷村、玉津村、神出村、岩岡村、平野村を除くする地域

	和												
	奈良							庫					
粉河	和歌山	吉野	葛城	奈良	洲本市	柏原	和田山	豊岡	相生	上郡	和田山	城崎郡豊岡町	相生市赤穂郡上郡町
石狩深川	澗川	夕張	岩見沢	俱知安	余市	小樽	寿都	八雲	江差	渡島	函館		
旭川市	石狩郡深川町	空知郡澗川町	空知郡夕張市	俱知安町	余市郡余市町	小樽市	寿都郡寿都町	八雲山越郡八雲町	江差桧山郡江差町	渡島函館市	函館市		
旭川市	爾龍郡深川町	空知郡夕張市	空知郡夕張市	餘市郡余市町	余市郡余市町	小樽市	壽都郡壽都町	茅部郡のうち茅部町、久遠郡	餘市郡のうち餘市町、久遠郡	渡島郡上磯郡	函館市		
旭川市	爾龍郡	空知郡のうち音江村	空知郡のうち音江村	夕張市	夕張市	夕張市	轟谷郡轟谷町	轟谷郡轟谷町	轟谷郡轟谷町	轟谷郡轟谷町	轟谷郡轟谷町	轟谷郡轟谷町	轟谷郡轟谷町
旭川市	上川郡（石狩郡）	空知郡のうち音江村	空知郡のうち音江村										

	和												
	奈良							庫					
粉河	和歌山	吉野	葛城	奈良	洲本市	柏原	和田山	豊岡	相生	上郡	和田山	城崎郡豊岡町	相生市赤穂郡上郡町
那賀郡粉河町	和歌山市	吉野郡吉野町	葛城郡櫻井町	奈良市	洲本市	柏原	和田山	豊岡	相生	上郡	和田山	城崎郡豊岡町	相生市赤穂郡上郡町

那賀郡那賀町

和歌山市和歌山市

吉野郡吉野町

葛城郡櫻井町

奈良市奈良市

洲本市洲本市

柏原町

和田山

豊岡

相生

上郡

和田山

城崎郡豊岡町

相生市赤穂郡上郡町

奈良市添上郡丹波市町、二階堂村を除く

和高田市和高田市

南葛城郡宇陀郡

奈良市東葛城郡宇陀郡

和高田市和高田市

南葛城郡宇陀郡

奈良市丹波市町、二階堂村、朝和村を除く

和高田市和高田市

南葛城郡宇陀郡

奈良市丹波市町、二階堂村、朝和村を除く

和高田市和高田市

南葛城郡宇陀郡

奈良市丹波市町、二階堂村、朝和村を除く

福		手 岩									
若松	田 島	須賀川	郡 山	福 島	二本松	久 慎	官 古	釜 石	一 関	水 沢	花 卷
若松市	町南宗津郡田島	町南宗津郡須賀川	町岩瀬郡二本松	福島市	郡山市	町安達郡久慈町	福島市	郡山市	一関市	胆沢郡水沢町	稗貫郡花卷町
翁島村 長瀬村 磐梯村 千里村	若松市 北猪苗代町、月輪村 耶麻郡のうち熱海町 田村郡 安	南宗津郡 岩瀬郡 石川郡	安達郡(熱海町を除く)	福島市 信夫郡 伊達郡	福島市 二戸郡	九戸郡	宮古市	釜石市	胆沢郡 気仙郡	水沢	花卷

田 秋				島							
本 莊	能 代	花 輪	大 館	秋 田 北	秋 田 南	相 鳥	平	棚 倉	白 河	坂 下	喜 多 方
由利郡本莊町	由利郡能代市	鹿角郡花輪町	町北秋田郡大館	秋田市	秋田市	相馬郡中村町	平市	町東白川郡棚倉	白河市	河沼郡坂下町	町耶麻郡喜多方
由利郡	能代市	鹿角郡	北秋田郡	田部(太平村を除く)	秋田市(土崎港町を除く)	双葉郡	平市	東白川郡	白河市	除く大沼村	耶麻郡(猪苗代町、月輪村、磐梯村、千曲村、久慈村、長瀬村を除く)

海 道											
帶 広	釧 路	北 先	紋 別	網 走	苦 小 牧	浦 河	室 蘭	稚 内	留 茅	富 良 野	
帶広市	釧路市	北見市	紋別郡紋別町	網走市	勇払郡苦小牧	浦河郡浦河町	室蘭市幸町	稚内市	留萌町	空知郡富良野町	
川郡(十勝國)のうち薄別村	帶広市(十勝國)のうち河東郡	川郡(十勝國)のうち常呂村を除く	北見市(十勝國)のうち常呂村を除く	網走市(十勝國)のうち常呂村を除く	呂別郡(十勝國)のうち常呂村を除く	浦河郡(十勝國)のうち常呂村を除く	稚内市(十勝國)のうち常呂村を除く	稚内市(十勝國)のうち常呂村を除く	稚内市(十勝國)のうち常呂村を除く	空知郡のうち富良野村、中	
翁島村 長瀬村 磐梯村 千里村	若松市 北猪苗代町、月輪村 耶麻郡のうち熱海町 田村郡 安	南宗津郡 岩瀬郡 石川郡	安達郡(熱海町を除く)	福島市 二戸郡	九戸郡	一関市	宮古市	釜石市	胆沢郡 気仙郡	宮古市 下閉伊郡	喜多方

仙 宮											
盛 間	大 河 原	氣 仙 沢	石 卷	佐 道	織 館	古 川	塙 釜	仙 台 南	仙 台 北	根 築	十勝池田
盛岡市	町柴田郡大河原	町東白川郡氣仙沼	石卷市	登米郡佐道町	栗原郡織館町	志田郡古川町	塙釜市	仙台市	仙台市	根室郡根室町	中川郡池田町
盛岡市	町柴田郡大河原	吉郡(十勝國)のうち十三派村を除く	石卷市	吉郡十三派村	栗原郡	道田郡	塙釜市(仙台北税務署管内の地域を除く)	仙台市(仙台南税務署管内の地域を除く)	仙台市(仙台北税務署管内の地域を除く)	根室郡(十勝國)のうち十三派村を除く	足寄郡(十勝國)のうち十三派村を除く

岡 静				屋										
磐 田	藤 枝	富 士 宮	熱 海	沼 津	下 田	清 水	静 岡	新 城	豊 橋	田 口	岡 嵐	西 尾	碧 南	半 田
磐田市	志太郡藤枝町	富士宮市	熱海市	沼津市	加茂郡下田町	清水市	静岡市	町南設楽郡新城	豊橋市	北設楽郡田口町	北設楽郡岡崎市	幡豆郡西尾町	碧南市	半田市
磐田市	島田市	富士宮市	熱海市	沼津市	加茂郡	清水市	静岡市	南設楽郡	豊橋市	北設楽郡	東加茂郡	幡豆郡	碧南市	知多郡
磐田市	島田市	富士宮市	熱海市	沼津市	三島市 (網代町、伊東市、宇佐美村、対馬村を除く)	清水市	静岡市	安倍郡	豊川市	豊川市	豊川市	幡豆郡	碧南市	
磐田市	島田市	富士宮市	熱海市	沼津市	三島市 (網代町、伊東市、宇佐美村、対馬村を除く)	清水市	静岡市	安倍郡	豊川市	豊川市	豊川市	幡豆郡	碧南市	
磐田市	島田市	富士宮市	熱海市	沼津市	三島市 (網代町、伊東市、宇佐美村、対馬村を除く)	清水市	静岡市	安倍郡	豊川市	豊川市	豊川市	幡豆郡	碧南市	

山				森				背				大曲			
新 庄	樺 岡	寒 河 江	山 形	八 戸	四 名 部	三 本 木	五 所 川 原	黒 石	弘 前	前 弘	湯 沢	横 千	青 森	青 森	
新庄市	町北村山郡樺岡	江町山郡寒河江	山形市	八戸市	下北郡田名部	下北郡	上北郡三本木	町北津輕郡黒石	弘前市	弘前市	雄勝郡	仙北郡	平鹿郡	青森市	青森市
新庄市	北村山郡	西村山郡	山形市	八戸市	上北郡	上北郡	北津輕郡	南津輕郡	北津輕郡	北津輕郡	西津輕郡	仙北郡	雄勝郡	青森市	青森市
新庄市	北村山郡	西村山郡	山形市	八戸市	三戸郡		北設樂郡	南津輕郡	南津輕郡	南津輕郡	南津輕郡	中津輕郡	中津輕郡	東津輕郡	東津輕郡
新庄市	北村山郡	西村山郡	山形市	八戸市	三戸郡		北設樂郡	南津輕郡	南津輕郡	南津輕郡	南津輕郡	中津輕郡	中津輕郡	東津輕郡	東津輕郡

岐 重 三				津				掛 川							
義 老	大 垣	岐 阜	岐 阜	木 本	尾 鶯	上 野	宇 治 山 田	松 飯	鈴 鹿	桑 名	氣 賀	浜 松	浜 松	挂川市	
養老郡高田町	大垣市	岐阜市	岐阜市	町南牟婁郡木本	町北牟婁郡尾鶯	上野市	宇治山田市	松阪市	鈴鹿市	桑名市	氣賀町	引佐郡氣賀町	浜松市	浜松市	小笠郡西山口
海津郡	揖斐郡	岐阜市	岐阜市	南牟婁郡木本	北牟婁郡尾鶯	上野市	宇治山田市	松阪市	鈴鹿市	桑名市	氣賀町	引佐郡	浜松市	浜名郡	小笠郡
海津郡	揖斐郡	岐阜市	岐阜市	南牟婁郡木本	北牟婁郡尾鶯	上野市	宇治山田市	松阪市	鈴鹿市	桑名市	氣賀町	引佐郡	浜松市	浜名郡	小笠郡
海津郡	揖斐郡	岐阜市	岐阜市	南牟婁郡木本	北牟婁郡尾鶯	上野市	宇治山田市	松阪市	鈴鹿市	桑名市	氣賀町	引佐郡	浜松市	浜名郡	小笠郡
海津郡	揖斐郡	岐阜市	岐阜市	南牟婁郡木本	北牟婁郡尾鶯	上野市	宇治山田市	松阪市	鈴鹿市	桑名市	氣賀町	引佐郡	浜松市	浜名郡	小笠郡
海津郡	揖斐郡	岐阜市	岐阜市	南牟婁郡木本	北牟婁郡尾鶯	上野市	宇治山田市	松阪市	鈴鹿市	桑名市	氣賀町	引佐郡	浜松市	浜名郡	小笠郡

古 名				知 愛				形				
津 島	一 宮	尾 張 潤 戸	小 牧	中 川	熟 田	昭 和	名 古 屋 西	赤 湯	米 沢	長 井	鶴 岡	酒 田
津島市	一宮市	瀬戸市	牧町	中川区	中川区	昭和区	名古屋中	東区	米沢市	井澤町	西脇市	酒田市
津島市	一宮市	瀬戸市	東春日井郡小牧町	中川区	中川区	千種区	名古屋東	東区	米沢市	西脇町	西脇市	酒田市
津島市	一宮市	瀬戸市	守山市	守山市	丹羽郡	瑞穂区	名古屋西	西区	米沢市	西脇町	西脇市	酒田市
津島市	一宮市	瀬戸市	守山市	守山市	守山市	守山市	名古屋中	中区	米沢市	西脇町	西脇市	酒田市
津島市	一宮市	瀬戸市	守山市	守山市	守山市	守山市	名古屋西	中区	米沢市	西脇町	西脇市	酒田市
津島市	一宮市	瀬戸市	守山市	守山市	守山市	守山市	名古屋中	中区	米沢市	西脇町	西脇市	酒田市

松											
知 离 島 德											
博 多	福 岡	安 赤 須 中 高 伊 池 腹 鳴 奉 川 島 島	离 島	德 島	德 島	高 知 島	离 島	德 島	德 島	高 知 島	离 島
福岡市	福岡市	安芸郡安芸町 香美郡赤崎町	高岡郡須崎町 幡多郡中村町	吾川郡伊野町 幡多郡伊野町	高知市 幡多郡	高知市 幡多郡	高知市 幡多郡	高知市 幡多郡	高知市 幡多郡	高知市 幡多郡	高知市 幡多郡
する地域 する地域のうち那珂川以西に属 する地域のうち那珂川以東に属	福岡市(伊賀税務署管内) 糸島郡 早良郡	香美郡 安芸郡	香美郡 安芸郡	高岡郡(伊賀税務署管内) 幡多郡 城を除く)	吾川郡 高石村 川内村 能瀬村	高石佐町 芦波村 日下村 延	吾川郡 高石佐町 芦波村 日下村 延	高石佐町 芦波村 日下村 延	高石佐町 芦波村 日下村 延	高石佐町 芦波村 日下村 延	高石佐町 芦波村 日下村 延

島											
根 島						取 島					
西 郡	益 田	浜 田	川 本	出 穗	大 東	安 東	松 江	倉 古	鳥 取	林 野	山 津
周吉郡西郷町	石見太田	宍道郡太田町	宍道郡太田町	出雲市	仁多郡	能義郡	松江市	八束郡	島取市	勝田郡	上房郡
周吉郡西郷町	美濃郡益田町	邑智郡	邑智郡	出雲市	大原郡	飯石郡	松江市	八束郡	東伯郡	苦田郡	高梁町
周吉郡	美濃郡鹿足郡	那賀郡	那賀郡	出雲市	簸川郡	簸川郡	米子市	西伯郡	氣高郡	勝田郡	上房郡
周吉郡	穂地郡	那賀郡	那賀郡	簸川郡	簸石郡	簸石郡	米子市	日野郡	鳥取市	喜田郡	阿哲郡

福											
佐 福											
鳥 佐 行 門 小 大 久 飯 由 直 遠 八 筑 香	佐 佐 門 司 小 倉 朝 三 濱 久 留 米 朝 由 蔽 手 賀 市 蔽 伸 稲 藤 伸	佐 佐 門 司 小 倉 朝 三 濱 久 留 米 朝 由 蔽 手 賀 市 蔽 伸 稲 藤 伸									
佐野郡鳥羽町	京都市行橋町	京都市門司市	京都市小倉市	京都市大牟田市	京都市大牟田市	京都市八女郡	京都市久留米市	京都市久留米市	京都市久留米市	京都市久留米市	京都市久留米市
佐野郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町	京都市佐賀郡鳥羽町

媛 愛						川 香					
宇 和 島	卯 之 町	八 嶠 浜	大 洲	三 島	伊 予 西 条	松 山	坂 出	土 庄	長 尾	坂 出	丸 龟
宇和島市	東宇和郡宇和町	喜多郡大洲町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	西条市	松山市	坂出市	小豆郡	大川郡	坂出市	高松市
宇和島市	東宇和郡宇和町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	西条市	松山市	坂出市	小豆郡	大川郡	坂出市	高松市
宇和島市	東宇和郡宇和町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	西条市	松山市	坂出市	小豆郡	大川郡	坂出市	高松市
宇和島市	北宇和郡南宇和	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市
宇和島市	北宇和郡南宇和	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	喜多郡喜多町	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市	新居浜市

本																
島 児 鹿																
鰐 肥	官 緒	紀 子 島	鹿 屋	岩 川	加 治 木	出 水	川 内	指 宿	知 覧	伊 集 院	鹿 児 島	宇 佐	中 津			
肥南郡 町	熊崎市	熊毛郡西之表町	鹿屋市	姶良郡岩川町	姶良郡加治木町	出水郡出水町	川内市	川内市	川内市	伊集院町	鹿児島市	宇佐町	中津市			
南那珂郡	宮崎市	熊毛郡	鹿屋市	姶良郡	伊佐郡	姶良郡	川内市	揖宿郡	川内市	日置郡	西国東郡	宇佐郡	中津市	下毛郡		
											鹿児島市	西國東郡高田町	宇佐郡四日市町			
											鹿児島市	西國東郡西之表町	宇佐郡西之表町			
											鹿児島市	西國東郡大島町	宇佐郡大島町			
											鹿児島市	西國東郡硫磺島町	宇佐郡硫磺島町			

嶺 宮									
高 千 稔	延 岡	高 鍋	小 林	都 城	都 城	都 城	都 城	都 城	都 城
穗町	延岡市	高鍋町	西諸県郡小林町	都城市	都城市	都城市	都城市	都城市	都城市
西白杵郡高千穗町	延岡市	高鍋町	西諸県郡	北諸県郡					
西白杵郡	延岡市	高鍋町	西諸県郡						
	東白杵郡								

(注)法令全書

岡																
嶺 長																
玉 名	御 船	宇 土	熊 本	城 原	武 生 水	福 江	平 戸	島 原	佐 世 保	佐 世 保	佐 世 保	佐 世 保	長 端	諫 年	諫 年	賀 武 雄
玉名郡	上益城郡御船町	宇土郡宇土町	熊本市	町原町	壱岐郡武生水町	南松浦郡福江町	北松浦郡平戸町	島原市	佐世保市	佐世保市	佐世保市	佐世保市	長崎市	諫早市	諫早市	唐津市
荒尾市	上益城郡御船町	宇土郡宇土町	熊本市	上原郡	壱岐郡	南松浦郡	北松浦郡	島原市	佐世保市	佐世保市	佐世保市	佐世保市	長崎市	諫早市	諫早市	唐津市
玉名郡	上益城郡御船町	宇土郡宇土町	熊本市	下益城郡御船町	壱岐郡	南松浦郡	北松浦郡	島原市	佐世保市	佐世保市	佐世保市	佐世保市	長崎市	諫早市	諫早市	唐津市

熊									
分 大									
森 日 田	竹 田	三 重	佐 伯	白 杠	日 出	國 東	大 分	天 草	本
玖珠郡森町	日田郡日田町	直入郡竹田町	大野郡三重町	北海部郡白杠町	速見郡日出町	東國東郡國東町	大分市	天草郡本渡町	宮地町
玖珠郡	日田郡日田町	直入郡	佐伯市	町東郡白杠町	別府市	東國東郡	大分市	天草郡	隈邊郡
			佐伯市	大野郡(重岡村、小野市村、今市村を除く)	速見郡	東國東郡	大分市	天草郡	隈邊郡
			佐伯市	大野郡(重岡村、小野市村、今市村を除く)	別府市	東國東郡	大分市	天草郡	隈邊郡
			佐伯市	大野郡(重岡村、小野市村、今市村を除く)	速見郡	東國東郡	大分市	天草郡	隈邊郡